

大仙市誕生20周年記念協賛事業実施要領

1 趣旨

大仙市は、令和7年3月22日に誕生から20周年の節目を迎える。この節目を記念し、市では、20周年メモリアルイヤーと銘打ち、令和6年度から7年度にかけて記念事業を実施することとしている。

そこで、大仙市誕生20周年を市全体で祝福するとともに、ふるさとへの誇りと愛着、地域の絆を深めながら真に一体的なまちづくりを推進し、さらなる飛躍と発展につなげるため、市民や企業、各種団体等の皆さんが主催し、この節目を盛り上げようとする協賛事業を広く募集する。

■大仙市誕生20周年記念事業の目的

大仙市誕生20周年という節目の年を市民の皆様とお祝いし、喜びを分かち合うとともに、先人が築き上げた功績を称え、これまでの歩みを振り返ることで、ふるさとへの誇りと愛着、そして地域の絆を深め、さらなる飛躍と発展に向けて新たな一歩を踏み出す機会とする。

■基本コンセプト

「新たな時代を切り拓く 共創のまちづくり」

※共創のまちづくりとは…

市民のみなさんが、自分たちのまちは自分たちで創り、育てるという意識を持って、さまざまな活動に参画したり、市民活動団体を設立したりして、まちをよりよくなる「市民主体のまちづくり」のこと。

2 対象団体等

大仙市内に在住、在勤、在学している方3名以上で構成する団体、または大仙市内に所在し、市内で活動しているグループ、市民活動団体、NPO法人および企業。

3 対象事業

(1) 次のいずれにも該当するイベント等を対象とする。

- ① 令和6年7月1日から令和7年3月31日までの期間に実施されるイベント等で、多くの市民等が参加できるものであること
- ② 大仙市誕生20周年を記念して実施する新規事業、または既存の事業を拡充する事業であり、その内容が「1.趣旨」や20周年記念事業の目的、基本コンセプトに沿うものであること

(2) 次の各号に該当する場合には、対象としない。

- ①政治的活動、宗教的活動、または特定の思想や主義主張に関わるもの
- ②公序良俗に反し、またはそのおそれがあるもの

- ③暴力団等との関係があり、またはそのおそれがあるもの
- ④法令または条例、規則その他の規程に違反するもの
- ⑤市の名誉を傷つけ、または信頼を失墜するもの
- ⑥特定の個人、団体等を対象とするもの
- ⑦企業の本来の業務等に係るもの
- ⑧その他協賛事業として不相当と認められるもの

4 協賛事業に対する支援内容

- (1) 「大仙市誕生20周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ」の使用
- (2) 「大仙市誕生20周年（記念協賛事業）」または「Daisen City 20th Anniversary」の名義使用
- (3) 市の広報、ホームページ、SNSでの情報発信
- (4) 助成金の交付
 - ①1事業者につき1回限り、3万円を上限に事業費の全額を助成。
 - ②対象となる事業費は、事業の実施に直接必要となる経費とし、団体の管理・運営・維持に係る経費（人件費、事務所経費、光熱水費等）、備品購入費、食糧費は対象外
- (5) 「大仙市誕生20周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ」を使用する場合は次の事項を遵守すること
 - ①大仙市誕生20周年記念ロゴマーク
 - ア 縦横の比率を変更しないこと。
 - イ カラー又はモノクロでの使用とし、色の変更を行わないこと。
 - ウ デザインの変形、反転、省略、加筆等の改変を行わないこと。
 - エ デザイン上にその他の文字、図形等を重ねないこと。
 - オ その他ロゴマークの視認性を損なわないよう留意すること。
 - ②大仙市誕生20周年記念キャッチフレーズ
 - ア 一部分のみで使用しないこと。
 - イ 語順や表記（平仮名・漢字など）を変更しないこと。
 - ウ 罫線や枠等を加えないこと。
- (6) 大仙市誕生20周年に関わる名義を使用する場合は次のいずれかとする
 - ①大仙市誕生20周年
 - ②大仙市誕生20周年記念
 - ③大仙市誕生20周年記念協賛事業
 - ④Daisen City 20th Anniversary

5 申請方法

「大仙市誕生20周年記念協賛事業承認申請書」に必要事項を記入し、必要な書類等を添えて電子申請システム、メール、郵送、または持参により、原則として、事業開始の1カ月前までに提出する。ただし、市広報等でのPRを希望する場合は、PRを希望する月の前々月末日までに申請しなければならない。

また、助成金の交付を希望する場合は、上記のほか「大仙市誕生20周年記念協賛事業助成金交付申請書兼実施計画書」と必要な書類等もあわせて提出する。

6 申請期限

申請の期限は令和7年2月28日（金）までとする。

7 承認手続き

申請書の提出があった場合は、事業の内容を審査し、「大仙市誕生20周年記念協賛事業承認（不承認）通知書」により、申請者に結果を通知する。なお、助成金の交付も決定した場合は、「大仙市誕生20周年記念協賛事業助成金交付決定通知書」により、あわせて通知する。

8 協賛事業の変更等

前項の承認を受けた者は、当該承認の決定後に申請書に記載した事項を変更し、または中止しようとするときは、直ちに市に申し出なければならない。

9 承認の取消し等

(1) 承認された事業が、次のいずれかに該当するときは、承認の決定を取り消すことができる。

①虚偽の申請により承認を受けたとき。

②第3項の規定を満たさないことが明らかになったとき。

(2) 市は、前号の規定により承認を取り消された者に対し、当該承認に係る物件の使用停止及び回収を求める等適切な処置を求めるものとする。

(3) 第1号の取消しによって承認を受けた者に損害が生ずることがあっても、市は、その責を負わない。

10 使用期限

第4項に掲げる支援内容については、事業完了日または、令和7年3月31日のいずれか早い日までに限り使用等を行うことができるものとする。

11 実績報告

助成金の交付を受けた協賛事業が完了したときは、事業完了後30日以内、または令和7年3月31日のいずれか早い日までに「大仙市誕生20周年記念協賛事業実績報告書」に必要な書類等を添えて報告する。

12 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

13 問い合わせ先

大仙市企画部総合政策課

〒014-8601 秋田県大仙市大曲花園町1番1号

電話：0187-63-1111

FAX：0187-63-1119

E-mail：sougou@city.daisen.lg.jp